

平成26年度 第2回埼玉県公共事業評価監視委員会 会議要旨

1 都市整備部再評価実施事業の審議

301 都市公園事業 まつぶし緑の丘公園

委員：埼玉県以外の隣接する県への便益を県の負担の中で提供することになるが、これは一般的なことなのか。

事業課：対象公園の誘致圏の中には他県も含まれており、他県へ便益を提供していることになるが、これは仕方のないことである。

委員：費用が約30億円も増えている要因は、維持管理費の増か。その場合、主な要因は何か。

事業課：昨今の急激な物価上昇により、維持管理費が高くなっていることが要因である。

委員：相対的に前年と比べてインフレ率が0.4%上がり、同時に人件費も上がることを加味した上で現時点の評価に換算すると、費用が約30億円増になるということか。

事業課：はい。

委員：直接利用価値や間接利用価値を数値化するに当たり、客観性や精度はどのようになっているのか。

事業課：直接利用価値については、対象公園の誘致圏内において、誘致圏の一番外側に位置する場所から対象公園までの移動費用と、その内側に位置する場所から対象公園までの移動費用との差を便益とする計算方法をとっている。間接利用価値については、対象公園がある場合とない場合の公園に対する満足度の差を仮想的に算出し便益としている。利用人数については、評価に用いた算出による利用人数と、暫定開設における実際の利用人数とを比較し、差異がないことを確認している。

委員：地元の人が遠くの公園へ行くよりも近くの対象公園へ行く方がどれくらいコスト的に安くなるのか、何人くらい利用するのか等を考慮し、算出しているということか。

事業課：はい。

委員：対象公園は公共交通機関で行ける場所ではないが、各区市町からの利用者数は把握しているのか。

事業課：区市町ごとに年齢別、交通手段別に算出した利用者数は把握している。

委員：競合公園とはどのような意味か。

事業課：競合公園とは、同じような利用形態を持っている公園であり、利用者を取り合う公園のことである。ただし、それぞれの公園には独自の魅力があるため、目的に合わせた公園毎の利用方法がある。

委員：対象公園と競合公園は、共存可能ということか。

事業課：公園ごとに魅力が異なるため共存できる。

委員：競合といっても必ずしも競り合っているわけではないのだろうが、競り合っているような印象を受けてしまう人もいるだろう。

事業課：マニュアルでは、競合公園という名称となっている。

委員：公園の形状はどのようにして決めたのか。

事業課：まつぶし緑の丘公園という名のとおり、平らな東部地域の田んぼの中に丘があったら良いのではないかという考えのもと計画された公園である。地盤面から20m造成される里山ゾーンと、田園地帯の水辺環境を反映させた水辺ゾーン、多くの人が遊ぶことのできる広場ゾーンの三位一体のゾーン分けがなされている公園である。

委員：デザインは県で行ったのか。

事業課：県で設計委託を発注し行った。

委員：残土の処理のことも取り込みながら設計をしたのか。

事業課：はい。

委員：埼玉県の東部地域では都市化が進み、公園や空き地がなくなっている。都市化がされる前に公園を残しておく努力が必要であり、経済的に成り立つのであれば、引き続き公園を大事にして頂きたい。

対象公園は湿地のような場所が多いエリアだと認識している。東日本大震災発生時、液状化は大丈夫だったのか。

事業課：松伏エリアでは、液状化による被害は出ていない。

委員：ヒートアイランド現象により暖冬化が進み、蚊が越冬できるようになってきている。デング熱のような問題は、今後公園が抱える大きな問題となると思われるが、対策を早めに考えて頂きたい。

事業課：国際的に人の移動が多い時代となっているため公園だけで解決できる問題ではないが、注意喚起等の可能な対策は行っていく。

委員：残土の中に有害物質等が含まれていないかチェックはしているのか。

事業課：有害物質を含んでいないか事前にチェックした上で、残土を受け入れている。

2 県土整備部再評価実施事業の審議

- 208 広域河川改修事業 一級河川 和田吉野川
- 209 流域治水対策河川事業 一級河川 芝川
- 210 流域治水対策河川事業 一級河川 鴻沼川
- 211 総合治水対策特定河川事業 一級河川 新河岸川
- 212 総合治水対策特定河川事業 一級河川 不老川
- 213 総合治水対策特定河川事業 一級河川 東川
- 214 総合流域防災事業 一級河川 小畔川
- 215 総合流域防災事業 一級河川 飯盛川
- 216 総合流域防災事業 一級河川 市野川
- 217 総合流域防災事業 一級河川 備前渠川
- 218 総合流域防災事業 一級河川 女堀川

委員：近年の集中豪雨により、現行のマニュアルでは算定できない便益があると思うがマニュアルの見直しはあるか。

事業課：マニュアルの便益の算出方法は、河川整備計画レベルの雨を降らせたときの一定の整備目標に対して整備が終わった場合の被害額と整備を始める前の状況の被害額の差分としている。集中豪雨を便益に入れようとする、河川整備計画(時間雨量50ミリ対応)以上のものであるため、まずは、計画を変更する必要がある。

委員：埼玉県では人口が減るということはまだあまり大きな問題になっていないようだが、河川事業の期間は長いため、長期的な人口の変化の扱いをどのように考えているか。

事業課：B/Cの算出は、評価時点での人口で算出しているため、その時点での人口の変化は反映されている。将来の増減については、5年後の再々評価など、それぞれの時点で評価するため、人口の変化にも対応できると考えている。

委員：今後、21年間をかけて事業を継続することを考えると、降雨の生起確率が変わる可能性は十分ある。自然の脅威が上がり、いまの整備目標では不十分となる可能性もある。事業評価とは別に今後どう考えるかということである。

下水道の整備が進み都市排水の受入先として河川の改修をしっかりとやりたいというのも当然である。さらに宅地化が進み都市排水量が増えた段階で河川改修をどう進めていくか、10年ぐらいした時点ではっきり見えてくるであろうから、そのあたりを考えてほしい。

以下の点について確認したい。B/Cの算出は、河川施設の完成時点を出しているのか。改修途上で、算出結果以上の被害が出る可能性はどう受け止めておけばよいか。

事業課：完成時点を出している。整備途上の便益については、年平均被害軽減期待額により算出しており、事業着手時点から河川施設完成時点までを比例計算し算出している。

委員：河川事業は、他事業と比べて事業期間が長い、なぜか。

事業課：県管理河川は約150河川あり、要改修河川は約100河川ある。用地や工事上の制約もあるが、予算の確保が問題であり、1河川のみに集中投資するわけではないので、結果的に事業期間が長くなっている。

委員：調書の費用対効果の分析の欄に、「今後、さらなるコスト削減に努める。」との記載があるが、具体的な方法はあるのか。

事業課：今まで実施してきたコスト縮減対策を今後も引き続き実施していくという意味で記載した。

委員：河川事業はB/Cが2.0を大きく超える優良な事業が多いが、209や217の費用対効果分析はB評価になっている。B評価は標準であり悪いことではないが、特に209では県の管理区間より上流のベネフィットが算入できないので便益が少なくなっていることがわかった。公表するときは数値には表れていない便益があるということを引きちゃんとアピールするとよい。

委員：降雨確率は、マニュアルに規定されているものなのか。

事業課：降雨確率は、埼玉県では、熊谷、東京の气象台のデータをもとに算出している、同じ1/10でも全国で差がある。

委員：10年に1度起きることが想定される洪水強度に対応しているというのと違うのか。

事業課：10年に1回というのと1/10というのは違う。1/10の発生確率で10年掛け算すると10年に1回以上起きると期待値となる。

委員：維持管理期間が河川毎に違うが、何が違うのか。

事業課：維持管理期間は、整備期間に50年を加えた年数となっている。河川ごとに整備期間が違うので維持管理期間に違いが出ている。

委員：産業廃棄物処理を実施している河川があるとのことだが、どのくらいの河川であるものなのか。

事業課：新河岸川の事例は、特別大規模な不法投棄事例であり、他にはこのような大規模な案件はない。小さいものが出てくるケースはままある。

委員：雨の話は県南部と県北部ではだいぶ違うと思う。最近見ていると、少なくともゲリラ豪雨というようなものは県南部が中心である。熊谷と東京のデータをうまく組み合わせればよいのだろうが、今後考えるときに場所の違いを把握するとよい。

事業課：南部の川は東京のデータを使っているところもある。

委員：「事業の必要性和緊急性が向上」と書いてあるが、事業を緊急に進めるべきというのは分かるが、21年間かけて今後やるということが変わらないのであれば、表現上考えておく必要があるかもしれない。

事業課：集中豪雨の回数も増えてきているので、より速く進めていく必要があるということに記載している。一方で、事業期間を縮めるまでの意思決定はされていない。ただ、事業期間内であってもできるだけ速く進めていきたい。

委員：地下河川の採用を検討している事例があったが、地下水の変化等にも影響が出ると思う。なぜなのか。

事業課：地下河川の採用を検討している河川は、住宅密集地であり、用地取得が困難であるからである。実際に採用するかどうかは、費用、周辺への影響を考慮し検討している。また、地下水などの環境も考慮して総合的に判断している。

3 現地調査について

会長：事業の内容や地理的条件を考慮し、森林管理道整備事業については101番の西名栗線、街路整備事業については202番の中央通停車場線、河川改修事業については総合流域防災事業214番の小畔川の3か所の現地調査を実施したいがいかがか。

委員：異議なし。

会長：ではそのように決定する。行程の詳細は事務局に一任する。